

1) について

1,502人(平成28年5月現在)は、「平成25年4月1日から継続して雇用されている者の雇用期間の上限を全て「5年」と仮定したケースの人数」です。同様に、3,243人(平成27年10月現在)についての「平成25年4月1日から継続して雇用されている者の雇用期間の上限を全て「5年」と仮定したケースの人数」は、1,718人になります。

なお、平成31年3月末までに5年になる者は620人、平成32年3月末までに5年になる者は609人、平成33年3月末までに5年になる者は296人となります。

2) について

平成28年5月の団体交渉時に、「平成25年4月1日から継続して雇用されている者の雇用期間の上限を全て「5年」と仮定したケースの人数」をその時点でUPDSで抽出し、1,502人と説明しましたが、今回、平成28年5月の在職者数等をUPDSで抽出したところ、在職者数は2,947名(学生、非常勤講師、雇用更新限度がないと整理されている者を除く)となり、「平成25年4月1日から継続して雇用されている者の雇用期間の上限を全て「5年」と仮定したケースの人数」については、1,502人ではなく1,426人となりました。これは、集計日が異なることにより人数の差が生じたこと等によるものと想定されます。

なお、平成31年3月末までに5年になる者は519人、平成32年3月末までに5年になる者は420人、平成33年3月末までに5年になる者は519人、平成34年3月末までに5年になる者は63人となります。

3) について

3,243人(平成27年10月現在)は、学生、非常勤講師、雇用更新限度がないと整理されている者(①S55.7以前に任用された准職員、②H16.3以前から継続雇用の時間雇用職員、③②に準ずる者で個別合意によるもの、④医員、研修医、特任助手等)を除く者の人数となります。

1,502人(平成28年5月現在)の母数も、同様の考え方による人数となります。

一方、3,224人(平成30年3月現在)は、学生、非常勤講師、医員、研修医、特任助手を除く者の人数となります。この3,224人から雇用更新限度がないと整理されている者(上記①～③)を除くと2,978人となります。

4) について

282人は、そもそも5年更新上限を迎えて平成30年3月末に契約終了となった非常勤職員(限定正職員等に合格した者を除く)の数であり、平成30年12月21日に回答したものの内、②(H30.3末の在職期間満5年未満の者)及び③(雇用更新限度のない者)の区分に該当する者は含んでおりません。また、①の区分の内訳に含まれない数は298人ですが、282人との差である16人については、限定正職員に合格した後に離職した者の数です。

5) について

平成 28 年 2 月方針の際の資料における B 区分の人数 399 人は、平成 27 年 10 月現在の人数です。この 399 人には、医員、研修医、特任助手等も含まれた人数となっておりますが、平成 30 年 3 月時点の 246 人には、これを含んでおりません。よって、399 人から医員、研修医、特任助手等の人数である 148 人を除くと、251 人となります。

6) について

平成 31 年 1 月 1 日現在で、離職した者は 13 名です。